我孫子市監査委員告示第４号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和２年４月１日

我孫子市監査委員　山口　幹夫
我孫子市監査委員　椎名　幸雄

財政援助団体等監査報告書

（公の施設の指定管理者監査）

我孫子市民プラザ

指定管理者　株式会社セイウン

我 孫 子 市 監 査 委 員

１　監査を執行した監査委員名

山　口　幹　夫
椎　名　幸　雄

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等の監査
（公の施設の指定管理者監査）

３　監査の期日
現地確認　令和元年１２月２６日（木）
質　　疑　令和２年　２月２７日（木）

４　監査の対象

対象施設	対象団体	指定管理料	施設所管課
我孫子市民プラザ	株式会社 セイウン	平成３０年度 34,075,000 円	市民生活部 市民活動支援課

５　監査の範囲及び方法
平成３０年度における公の施設の指定管理に関する出納、その他事務及び施設所管課の当該指定管理に関する事務について、監査対象団体から事業計画書・予算書・事業報告書・決算書等の関係書類の提出を求め、施設所管課からも指定管理者選定及び評価に係る書類、指定管理料の支出に係る書類の提出を求めた。対象施設の現地確認を行うとともに関係者との質疑を行い、事業の執行状況を監査した。

６　指定管理の概要
（1）施設の概要
名　称：我孫子市民プラザ
所在地：我孫子市我孫子４丁目１１番１号
（あびこショッピングプラザ３階の一部）
・主な貸出施設
多目的ホール（２５９㎡・収容人数２００人）楽屋有
ギャラリー　（１３２㎡）
和　室　　（４８㎡・収容人数３２人）
会議室１　　（６７㎡・収容人数３６人）
会議室２　　（３３㎡・収容人数１２人）
市民サロン　（４１㎡）

（２）管理業務の範囲

・施設の利用に関すること
・芸術文化自主事業に関すること
・市民プラザの維持管理に関すること
・ショッピングプラザとの連絡調整に関すること
・その他市民プラザの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

（３）指定管理者の概要

名　称：株式会社セイウン
所在地：埼玉県さいたま市桜区田島９丁目３１番１号
昭和４１年９月９日に設立され、指定管理者事業に関する一切の業務公共下水道清掃及び維持・管理、道路清掃及び維持・管理などを行うことを目的としている。

（４）組　織

代表取締役１名、取締役４名、監査役１名が役員として登記されている。なお、我孫子市民プラザにおいては、館長１名、副館長１名、マルチスタッフ１２名、計１４名体制より管理業務を行っている。

（５）指定期間

平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで

７　監査の結果

（１）対象団体　株式会社セイウン

公の施設の指定管理に関する出納、その他事務については、概ね適正であると認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

（２）施設所管課　市民生活部市民活動支援課

施設所管課の当該指定管理に関する事務については、概ね適正であると認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

８　意　見

指定管理者である株式会社セイウンは、指定期間において、我孫子市民プラザの設置目的である「市民の文化の向上と福祉の増進」を達成するために、子どもから高齢者まで各世代に向けた文化活動等の機会の提供や、地域に密着した安心・安全で快適な施設づくりを行うことを管理運営方針として掲げ、平成３０年度事業では、芸術文化に関する自主事業の開催、利用者の要望把握のための意見箱の設置、利用者アンケートや利用者懇談会、及びスタッフの接遇研修などを実施し、当該施設の管理運営を行ってきた。その結果、市民の平等な利用の確保をはじめ、利用者に対するサービスの向上策や運営内容などに対しては一定の評価ができるものとする。加えて、当該施設における現場確認の際、指摘したいくつかの点については、直ちに対応策を講じて改善されたことは高く評価できるものとする。

一方、芸術文化自主事業の実績報告については、当該施設の利用状況を理由に事業計画の目標を未達成であったことから、今後は指定管理者のノウハウを生かしさらなる工夫を行うとともに、新たな事業計画書を策定される際には、施設所管課と協議を行い、過去の事業実績や当該施設の管理状況等を踏まえ実効性のある目標を設定し、かつ、達成するよう努められたい。

また、利用者アンケートから収集した意見・要望を検討し迅速な対応をされているものの、平成３０年度のアンケートの回答件数は４７件であり、利用者数全体から見ると利用者からの回答件数が少ないため、当該施設運営に参考となる意見・要望を確認する機会を増し、今後はさらに充実されることを望む。

施設所管課である市民活動支援課は、当該施設の劣化や破損について、指定管理者と密に情報共有を図り、協定書等に定める範囲において、指定管理者による施設修繕の可能性について検討を進めていくとともに、破損箇所についてはあびこショッピングプラザ管理者等との協議・調整を行い、迅速に対応されることを望む。